

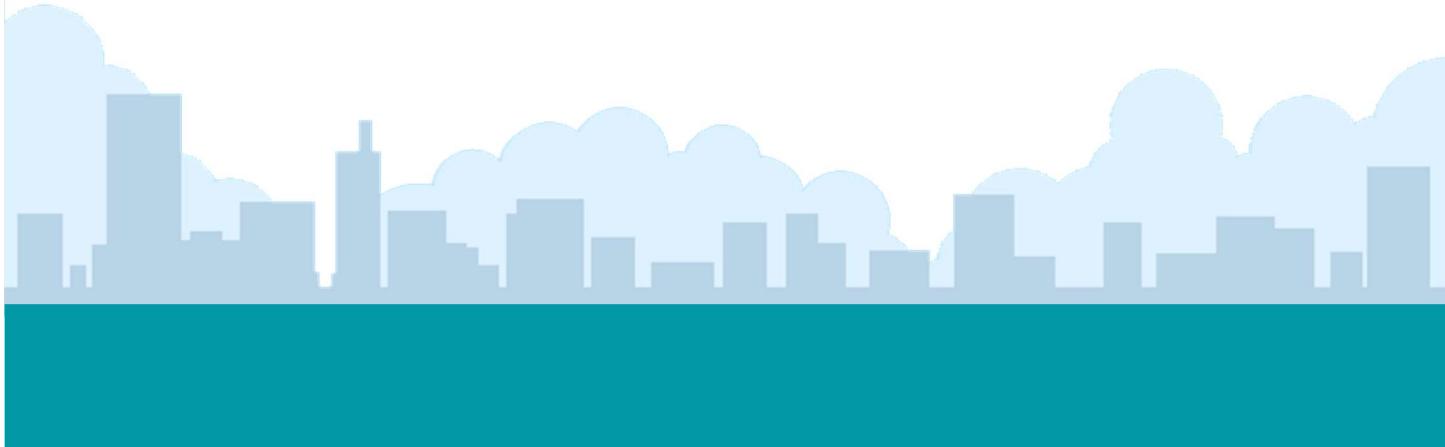
みんなで使って、苫小牧をPRしよう！



TOMAKOMAI HOKKAIDO

苫小牧市
ロゴマークガイドライン

2023.10



もくじ

- 01.はじめに
- 02.カラーバリエーション
- 03.使用例
- 04.使用について
- 05.使用に係る注意事項
- 06.アイソレーション
- 07.ロゴマークの正しい使用例
- 08.ロゴマークの誤った使用例
- 09.苫小牧市ロゴマーク使用規程



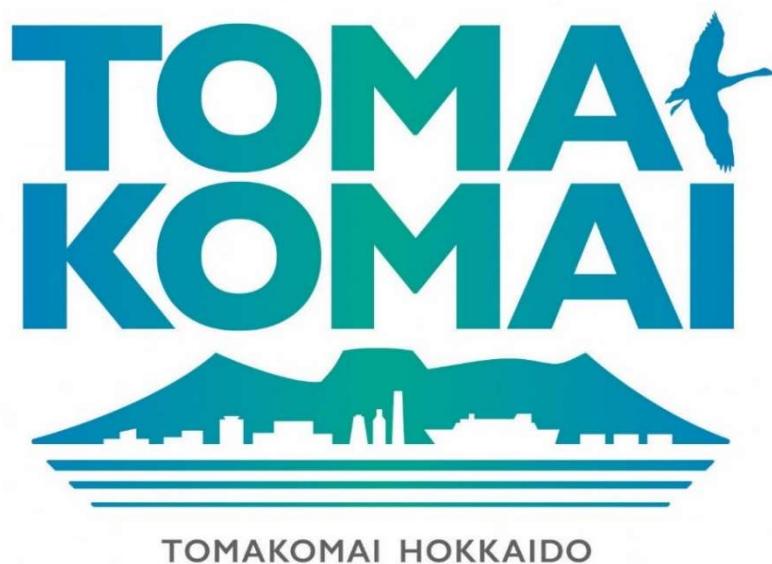
01. はじめに

苫小牧市のこととをいろんな人たちに知ってもらうために

苫小牧市のロゴマークを作りました。

デザインは広く一般から募集し、市民投票により選ばれたデザインです。このロゴマークは苫小牧市をPRするためであれば、誰でも使うことができます。

みんなで使って、苫小牧市をPRしていきましょう。



ロゴマークの説明

国内のみならずインバウンドの方にも苫小牧をアピールしたい思いからアルファベット表記にしてみました。

「TOMA」で改行することで「O」「M」「A」が縦に並ぶ視覚的な面白さがポイントです。

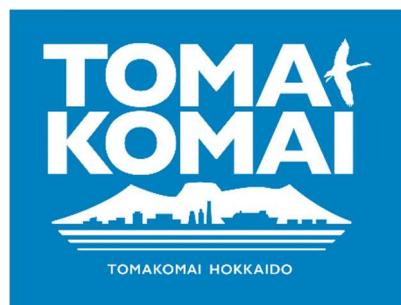
ウトナイ湖の野鳥や樽前山のシルエットに街並みを配置することで、自然と街の一体感を表現しました。

02. カラーバリエーション

ブルーを基本とし、モノクロとそれぞれの反転バージョンがあります。



基本



基本反転



モノクロ

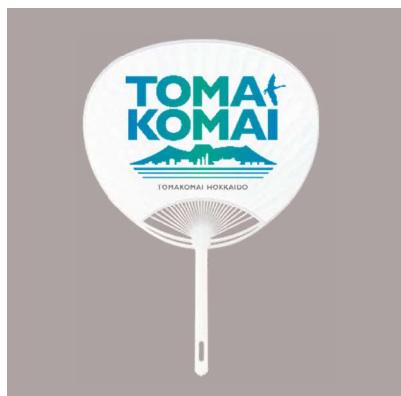


モノクロ反転

※それぞれのパターンで「TOMAKOMAI HOKKAIDO」の文字がないものもあります。

03. 使用例

営利・非営利問わず、様々な用途でお使いいただけます。



オリジナルグッズや苫小牧市をPRするイベントの看板など…

04. 使用について

使用の条件

- 使用料……無料
- 使用期限…届出・使用申請書に記載の期間

手続きについて

苫小牧市を P R するためであれば誰でもお使いいただけますが、商用利用か商用利用以外かで手続きが異なります。

商用利用以外の場合

商用利用以外の場合とは、個人や非営利の団体で使用する場合のことであり以下の内容などが該当します。

- 同窓会の案内状や個人の S N S での使用
- 名刺での使用
- 非営利団体（町内会やN P O 法人、学校など）が主催するイベントのポスターなどで使用

届出をしていただければ、どなたでも使用することができます。



※電子届出ができない場合は、政策推進課へご相談ください。

商用利用の場合

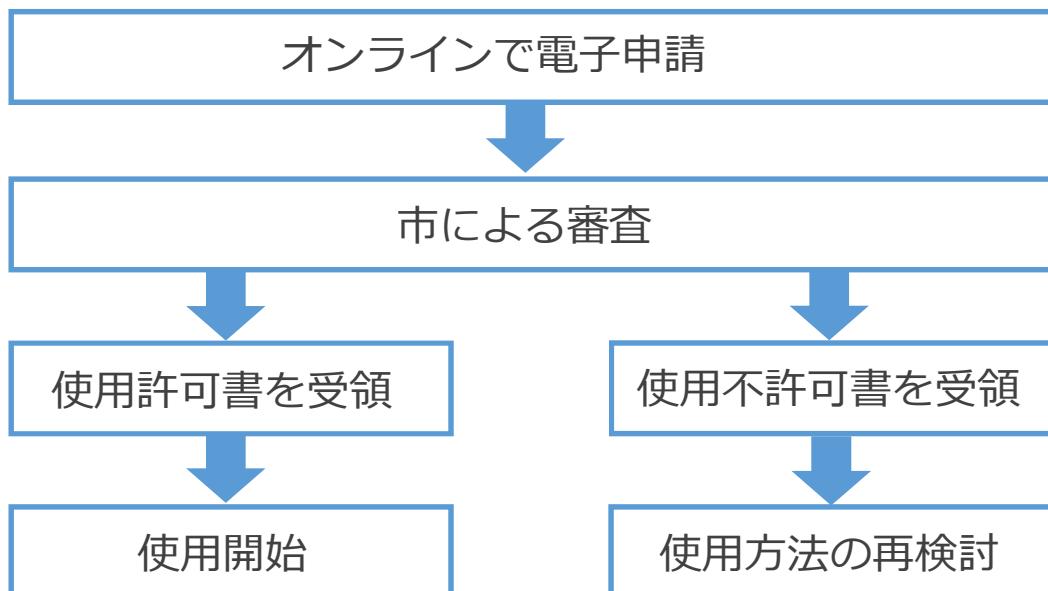
商用利用の場合とは、個人や企業による利益を目的とした活動などであり、以下の内容などがあたります。

- ・商品のラベルや包装に使用
- ・Tシャツやステッカーなど、商品のデザインとして使用
- ・企業が主催するイベントのポスターなどで使用

申請書と合わせて、どのように使うのかがわかる資料を提出する必要があります。

申請書とともに提出が必要な資料

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの。
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成品又は見本。
- (3) 企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料。
- (4) その他、市が提出を求める資料。



※電子届出ができない場合は、政策推進課へご相談ください。

■ 使用の制限

以下に当てはまる場合は使用できません。

- (1) 苫小牧市の品位を傷つけるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
- (4) 苫小牧市の事業又は苫小牧市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合。
- (5) 本ガイドラインに定めるロゴマークの仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合。
- (6) 苫小牧市又は苫小牧市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害するおそれがある場合。
- (7) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合。
- (8) その他承認することが不適当と認められる場合。

※ロゴマークの使用開始後に上記の内容に該当することが判明した場合、ロゴマークの使用中止を求める場合があります。

■ 遵守事項

ロゴマークの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (3) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようデザインすること。
- (4) ロゴマークのイメージ、信用性を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果品の安全性、品質等に十分配慮すること。
- (5) 各種法令を遵守すること。

■留意事項

- (1) ロゴマークに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、苫小牧市に帰属するものとする。
- (2) ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、苫小牧市をPRしていく意思を表明するものであり、特定の商品及び企業又は団体の活動内容を苫小牧市が保証するものではない。
- (3) ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者は速やかに苫小牧市に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。その場合、苫小牧市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

06. アイソレーション

原則として、なるべく白地に指定色で使用してください。
以下の通りアイソレーション（保護エリア）を設けます。このエリアに他のデザイン要素や文字などを表示しないで下さい。



07. ロゴマークの正しい使用例

原則として、なるべく白地、または薄い地色で使用してください。
なお、反転パターンについては、青や黒といった濃色での使用が可能です。



白地に指定色で使用する



薄い地色に指定色で使用する



薄い地色の写真に指定色で
使用する



背景に写真を使用する際、
指定色で読みにくい場合は
白窓を使用する



濃色にモノクロ反転パターン
を使用する

08. ロゴマークの誤った使用例



部分的に使用する



変形させる



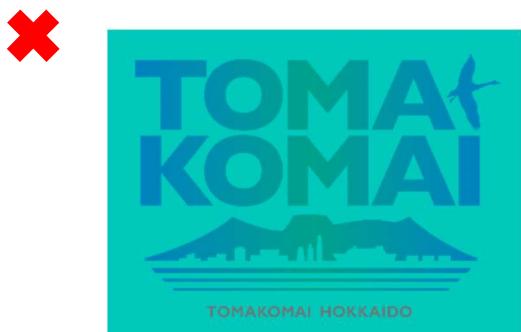
斜体を付ける



影を付ける



色や明度を変える



背景に類似色を使う



枠を付けて使用する



背景に指定外の色を使う

09. 苫小牧市ロゴマーク使用規程

この規程は、苫小牧市ロゴマーク(以下、ロゴマークという。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 ロゴマークは、苫小牧市をPRすることを目的として、印刷物や媒体等に広く使用する。

(趣旨)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、苫小牧市をPRしていく意思を表明するものであり、特定の商品及び企業又は団体の活動内容を苫小牧市が保証するものではない。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権や使用の許可に関する一切の権利は、苫小牧市に帰属するものとする。

(仕様)

第4条 ロゴマークの仕様は、別記苫小牧市ロゴマークガイドラインに定めるものとし、使用に当たっては市が提供する画像データを使用するものとする。また、ロゴマークの一部使用や変形等デザインの変更は認めない。

(使用申請)

第5条 非営利活動を目的としてロゴマークの使用を希望する者は、インターネットを利用して届出フォームに必要事項を入力して送信(以下、電子届出という。)をしなければならない。

2 営利活動を目的としてロゴマークの使用を希望する者は、インターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信(以下、電子申請という。)をしなければならない。また、これに併せて次の各号に定めるものを提出しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの。
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成品又は見本。
- (3) 企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料。
- (4) その他、市が提出を求める資料。

3 前2項に規定する電子届出、電子申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は不要とする。

- (1) 苫小牧市が使用する場合。
- (2) 自治体や官公省庁などの公的機関が第1条に基づいて使用する場合。
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合。
- (4) その他、市が申請不要と認めた場合。

(使用許可基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を認めない。

- (1) 苫小牧市の品位を傷つけるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合。
- (4) 苫小牧市の事業又は苫小牧市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合。
- (5) 別記苫小牧市ロゴマークガイドラインに定めるロゴマークの仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合。
- (6) 苫小牧市又は苫小牧市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害するおそれがある場合。

-
- (7) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合。
 - (8) その他承認することが不適当と認められる場合。

(使用許可)

第7条 苫小牧市が第5条2項に規定するロゴマーク使用申請を受理したときは、その内容を審査したうえで、「苫小牧市ロゴマーク使用許可・不許可通知書(様式第1号)」により申請者へ通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (3) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。
- (4) ロゴマークのイメージ、信用性を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果品の安全性、品質等に十分配慮すること。
- (5) 各種法令を遵守すること。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(変更申請)

第10条 使用許可を受けた者が、ロゴマークの使用方法を変更するときは、あらためて第5条に規定する使用申請を行うものとする。

(改善の指示)

第11条 苫小牧市は使用者が第6条各号のいずれかに該当する使用をしていると認めたときは、使用者に改善を指示することができる。

(使用許可の取消)

第12条 使用者が前条の指示に速やかに従わないとき、苫小牧市は使用の許可を取り消すことができる。

(使用の中止)

第13条 ロゴマークを使用する必要がなくなった場合、使用者は速やかに「苫小牧市ロゴマーク使用中止届(様式第2号)」を提出するものとする。

(使用に起因する問題)

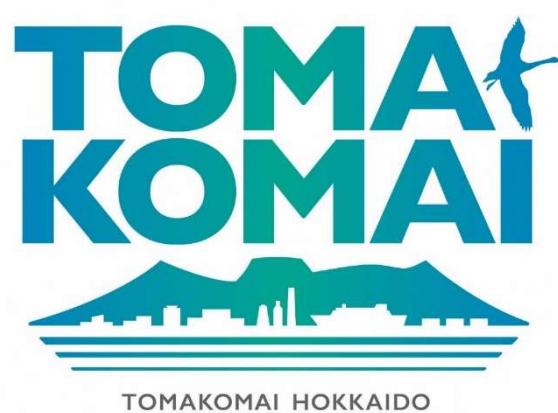
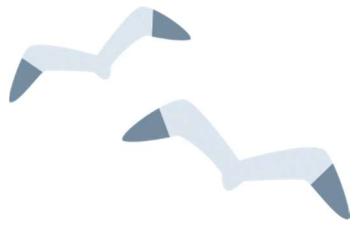
第14条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者は速やかに苫小牧市に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。その場合、苫小牧市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第15条 この使用規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は苫小牧市が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和5年10月16日から施行する。



苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課

ロゴマーク作成担当

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL : 0144-32-6039

MAIL : seisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp



苫小牧市
公式HP